

令和4年度第1回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議議事概要

- 1 日時 令和4年8月31日（水）午後1時から午後3時まで
- 2 場所 ラコルタ（吹田市立市民公益活動センター）6階第2会議室
- 3 出席者ほか
 - (1) 委員 9名
明石隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木佳史（大阪弁護士会）
伊藤貴胤（大阪司法書士会）
矢島繁一（大阪社会福祉士会 副会長）
入江政治（吹田市民生・児童委員協議会 副会長）
稲垣亮祐（吹田市医師会 理事）
八田恵美子（きずな訪問看護ステーション 管理者）
村田優美（吹田市介護保険事業者連絡会）
大西美佳子（吹田市障がい児者計画相談支援事業者等連絡会 会長）
 - (2) 事務局（市職員） 11名
大山達也 福祉部長
安井克之 福祉部次長
紙谷裕子 福祉総務室参事
山田卓生 福祉総務室主幹
中井三朗 障がい福祉室主幹
妹尾圭祐 福祉総務室主任
乾裕 福祉総務室室長
平井倫子 高齢福祉室参事
竹田陽一 高齢福祉室主幹
宮川公平 生活福祉室主幹
崎山良太 障がい福祉室主任
 - (3) 関係者 2名
森本大介 吹田市社会福祉協議会総務課長
朽久保秀紀 吹田市社会福祉協議会総務課日常生活自立支援係長
 - (4) 傍聴 なし
- 4 配布資料
参考資料1 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置に至るまでの経緯
参考資料2 吹田市の成年後見制度に関する状況
参考資料3 吹田市社会福祉協議会の成年後見制度に関する取組状況
第4次吹田市地域福祉計画、第4次吹田市地域福祉計画（別冊資料）
第2期成年後見制度促進計画（写）
- 5 内容
 - (1) 委員長及び委員長職務代理者選任
 - (2) 吹田市の成年後見制度利用促進体制整備検討会議の設置について

(3) 吹田市の成年後見制度に関する現状について

(4) 吹田市社会福祉協議会の取組について

6 議事 下記のとおり

議事（会議要旨）

1 委員長及び委員長職務代理者選任

事務局 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置要領第5条第1項において、委員長及び委員長職務代理者は、委員のうちから吹田市長が指名することとなっています。委員長は明石委員、委員長職務代理者は青木委員を指名いたしますが、皆様よろしいですか。

委員一同 異議なし

事務局 それでは、委員長は明石委員、委員長職務代理者は青木委員を選任します。

2 吹田市の成年後見制度利用促進体制整備検討会議の設置について

委員長 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 国は、成年後見制度の利用を促進させるため、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、平成29年に成年後見制度利用促進計画を閣議決定しています。また、国は各自治体に対して、成年後見制度を利用促進させる体制の整備を求めています。吹田市においては、令和4年度吹田市地域福祉計画に内包する形で吹田市成年後見制度利用促進計画を策定しました。令和4年7月には吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議設置要領を策定し、地域連携ネットワークや中核となる機関をどのように整備するかについて、本検討会議で検討を進める予定です。厚生労働省は、地域連携ネットワークのイメージとして、チーム、協議会、中核機関を設置し、地域の権利擁護を果たすようそれぞれで連携していくように図示しております。今後の検討会議は、令和4年度に3回、令和5年度に2回行う予定です。中核機関の設置を進める場合、然るべき委託先が候補に挙げれば令和6年度に随意契約、公募により委託先を選考する必要があると判断された場合は令和7年度にプロポーザルを実施し委託することを想定しています。中

核機関の立ち上げに合わせて、スケジュールでお示ししている協議会を設置する予定です。検討会議の内容については、第1回は吹田市の成年後見制度に関する現状と権利擁護支援ネットワークの構築について、第2回は中核機関に求める機能・役割・運営体制等について、第3回は開設当初の中核機関の開設当初の運用レベルについて、第4回は中核機関の委託方法や周知方法について、第5回では中核機関の評価方法について協議を行う予定です。進捗状況により、委員の皆様のご意見を踏まえて変更等の対応を行う予定です。

委員長

説明に使用している厚生労働省のイメージは、第1期の成年後見制度利用促進計画のものとなっています。第2期の計画では、チームの表記は権利擁護支援チームとなっているので、説明するなら新しく厚生労働省が示しているイメージを使用した方がよいです。また、契約について、中核機関の設置は随意契約の性格が強く、他に手を挙げる団体はないと想定されますが、なぜプロポーザル契約も視野に入れているのですか。

事務局

中核機関の運営方法は、直営、委託、もしくは直営と委託の混合型のいずれかですが、直営は、専門職の確保等を考えると難しいと考えております。そうすると、委託は、日常生活自立支援事業、法人後見事業等を実施しており、地域福祉の中心的役割も担っている社会福祉協議会が随意契約の候補として挙がってくると思います。検討会議の中で社会福祉協議会に関わらず、委託先の候補についてもご検討頂きたいと考えています。合わせて、吹田市においては、できる限り早急に地域連携ネットワークの構築を進める必要があると考えております。

A委員

吹田市は大阪府内では成年後見制度の体制整備がかなり遅れていると思います。市民後見人の事業を吹田市は行っておりません。できるだけ早く中核機関を設置した方がよいと思いますし、委託先を選択する時間もないと思いますので、社会福祉協議会へ委託することが想定されます。市民後見人の研修については、最低1年は行わないといけないと考えているので、速やかに体制整備を進めないといけないと思っています。

委員長

吹田市では市民後見人の事業を行っていないが、中核機関の設置については、大阪府内でも10か所くらいしか事業を行っていないので、大阪府内で見ると決して遅れてはいないと思いますが、全国的に見れば大阪府は体制の整備が遅れているので、そういう意

味では遅れていると言えるかもしれません。

3 吹田市の成年後見制度に関する現状について

事務局

吹田市の人口動向と世帯構造について、人口は1995年から増加傾向にあります。2010年から2015年にかけて、千里ニュータウンにおける住宅開発を主な要因として大幅に増加し、2021年には378,485人となっております。世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加等により増加傾向が続き、2021年には178,479世帯となっております。年齢の人口構成比を見ると、65歳以上の人口が増加傾向であり、国と同様に少子高齢化が進んでおります。世帯構成の状況を見ると、単身世帯が増加傾向にあります。

成年後見制度に関するアンケートについては、制度を知らないと答えた割合が61.6%となっており、制度自体の認知度はそれほど高くないと思われます。成年後見制度の利用意向については、必要になれば利用したいと答えた割合が39.5%となっています。成年後見制度の利用意向がある人のうち、援助者になってほしい人について質問すると、家族・親族と答えた割合が77.1%で最も高かったです。また、成年後見制度を利用したいと思わないと回答した人にその理由を質問すると、制度を使わなくても家族がいると答えた割合が74.9%と最も高く、どちらの回答においても家族を重要視する傾向が高いと思われます。成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なことについて質問すると、「制度内容を知る機会が充実すること」と答えた割合が最も多く、次いで「制度利用の方法等に関して身近な相談窓口があること」「制度を利用する手続きなどの複雑さが解消されること」の順で答えた割合が高くなっております。

高齢者に対する成年後見制度利用に関する現状について、高齢福祉室では、資力が乏しくても成年後見制度が利用できるように、成年後見制度の申立費用や後見人等への報酬の助成を行っております。生活保護受給者や生活保護相当の収入の方の助成利用者は増加傾向にあります。また、高齢福祉室では、市内15箇所の地域包括支援センターを所管しており、高齢者の相談窓口として、高齢者虐待防止や成年後見制度利用に関する権利擁護の相談に応じています。成年後見制度に関する個別の支援としては、制度の説明や法テラスへの紹介等のコーディネートを行っております。地域の出前講座や認知症サポーター養成講座においても、成年後見制度

利用の啓発を行っております。

障がい者に対する成年後見制度利用に関する現状について、障がい福祉室では、高齢福祉室と同様に、成年後見制度の申立費用や後見人等への報酬の助成を行っております。市長申立を行う対象者は、長期入院患者で退院の見込みがあり、今後地域生活を行う必要がある単身者が主な対象者であります。高齢福祉室と同様に、生活保護受給者や生活保護相当の収入の方の助成利用者は増加傾向にあります。また、障がい福祉室では、市内6か所の障がい相談支援センターを設置しており、障がい者等の福祉に関する諸問題について、相談、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用調整の支援を行っております。課題やニーズを整理し、必要な支援につなげる役割を果たし、権利擁護支援に関する内容も受けております。成年後見制度内容の説明、法テラスの紹介、更には申請手続における書類記入のサポートも行っております。知的障がい者に対しては、両親が健在の場合、可能な限り家族で支援を行う傾向にあり、成年後見制度を利用しない場合が多いです。その背景には成年後見制度があまり知られていないことが考えられるので、制度理解の啓発が必要であると考えております。

生活保護受給者に対する成年後見制度利用に関する現状について、まず生活保護受給者は、令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大の影響で、受給者数は増加しておりますが、成年後見制度利用の主な対象となる高齢者世帯や障がい者世帯数はあまり変わっておりません。生活保護制度は、最低限度の生活を保障し、自立の助長を目的としており、保護受給者にとって必要があれば、生活保護のケースワーカーが成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用に繋げております。保護受給者の内、高齢者81人、障がい者37人が成年後見制度を利用しており、高齢者20人、障がい者36人が日常生活自立支援事業を利用しております。保護受給者の内、高齢者28人、障がい者9人が成年後見制度の利用を検討しており、高齢者13人、障がい者15人が日常生活自立支援事業の利用を検討しております。現状として、成年後見制度の利用の手続が煩雑に感じている、利用までにかかる期間が長い、制度にネガティブなイメージがある等でなかなか成年後見制度につながらないケースが多いので、広報等を通じて、成年後見制度を身近に感じることができて、成年後見制度を利用促進することで、自立の助長につながればいいと考えております。

委員長 吹田市は、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用者数が他自治体と比較しても多く、また潜在的なニーズも多い印象を受けます。委員の皆様、意見はありますか。

B委員 地域包括支援センターや障がい者相談支援センター以外で第1次的な相談窓口となる機関が他にありますか。また、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの窓口相談件数、窓口で成年後見制度の利用等、権利擁護の相談内容にしっかり応じることができているかどうかについてもお聞きしたいです。第1次的な相談機関が充実していることは、一番大事であると考えます。

事務局 地域包括支援センターや障がい者相談支援センター以外の相談窓口につきましては、吹田市地域福祉計画の別冊 51 ページに記載されている吹田市社会福祉協議会等がございます。また、吹田市役所に市民総務室の市民相談窓口があり、総合的な相談を受付した後、各担当部署へつなぐ役割も果たしております。

地域包括支援センターにつきましては、令和3年度に窓口で受けた全ての相談件数は約 26,000 件です。その中で、成年後見制度に関する相談が 1,002 件あり、数としては令和元年度以降、1,000 件を超えるようになりました。成年後見制度の相談がある場合は、生活の相談も内包されていることが多いので、成年後見制度の利用につながらなかったとしても、家族と調整し、金銭管理や身上看護についての困りごとをお伺いしています。高齢福祉室では 15 箇所の地域包括支援センターの後方支援と総合調整を行っています。地域包括支援センターでは対応が困難な場合、高齢福祉室に相談する体制となっていますが、1,002 件のうち市役所で対応したのは 148 件あり、残りの約 850 件は地域包括支援センターで対応しています。他市の施設・入院の医療機関、金融機関からの相談が高齢福祉室に多く、そこから成年後見制度につなげることもあります。在宅の方は地域包括支援センターでの相談が多いです。

障がい相談支援センターの相談件数につきましては、今は答えられません。相談支援につきましては、6 か所委託相談支援センターを設置し、相談員を約 2 ～ 3 名配置し対応しています。支援センターの後方支援として、基幹相談支援センターを直営で設置し、支給決定や権利擁護の相談に対応するため、約 16 名のケースワーカーを配置しています。また、障がい者宅へ福祉サービスをつなげるにあたり、生活のコーディネートを行う相談支援専門員を配置しており、各事業所がその役割を担っていて、利用者の日頃の生活相

談にも応じており、必要であれば成年後見制度につなげるようにしております。

委員長 吹田市ではどんな権利擁護の相談があるか、もう少し明らかにする必要があります。支援センター等の他にも、市民総務室、民生委員等、色んなところに色んな経路から権利擁護に関わる相談があると思いますので、吹田市の権利擁護の相談の実態をまとめたものをグラフか表にしてほしいと思います。

C委員 現場では成年後見制度に対してネガティブなイメージがあり、なかなか利用の促進ができない、たらいまわしされて現場で放置されているようなケースもある等、そのようなイメージを払拭するために中核機関を設置するのは一定の意義があると考えています。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの職員の研修は現状どうなっていますか。また、金銭管理について、日常生活自立支援事業もしくは成年後見制度のどちらを利用するのか等、現場の声をどこまで踏まえてどのように対応しようと考えていますか。現場の方は戸惑っているように思えます。

事務局 障がい福祉室では、障がい者相談支援センターや基幹相談支援センターの職員で大阪府が実施している成年後見研修を年に数回は必ず参加しています。また、個別に研修や講演等にも参加するようにしています。相談事業所からは様々な障がい者と接点を持っているので、現場の声を聞くようにしています。日頃、知的障がい者を担当している事業者、家族会にも参加しています。親亡き後の知的障がい者をどのようにサポートするのが課題であり、早期に成年後見制度につなげるように説明を行っています。

高齢福祉室では、府・弁護士会が開催している研修に市職員、地域包括支援センターの職員も参加するようにしています。地域包括支援センターには、社会福祉士を配置しており、権利擁護を主に担当をしている社会福祉士、ケースワーカー等の職員が集まって2か月に1回会議を行い、高齢者虐待の対応の進捗管理を行うとともに、後見の手續の相談を協議したりする等、個別の対応方法について検討しております。

C委員 今後、色んな課題があり、支援者がパターンリズムに陥りがちなところがあります。府の研修は財産管理や事務的なことが多いので、本人の意思決定をないがしろにしないように、親亡き後、他人にお金を預けるのに抵抗を感じるのは自然であるため、成年後見制度に対しては生活支援を重視した啓蒙活動をした方がいいと思

います。

D 委員

キーポイントは支援員に温度差があることで、吹田市は成年後見制度に賛成・反対がクリアに分かれている地域であると思います。一部では成年後見制度を利用することを良しとしない思いもあるといった印象です。社会福祉協議会やCSWと保健所で連携して困難ケースに対応したこともあります。地道に対応して良い変化が見られたこともあります。市民に対する研修も大切ですが、直接支援する職員や様々な職員に対して成年後見制度の研修を行う必要があると思います。

A 委員

民生委員活動をする中で、後見人になってほしいと言われたことがあります。その方は、ある弁護士に後見人になってもらい、金銭管理等の説明は受けたが、会ったのは1回切りで、その後は定期的に支払の書類が届くのみとのことでした。身の上の相談ができていないので、代わって後見人になってほしいと言われました。自分は後見人になれないので、法律相談センターを紹介し、その後、後見人となる弁護士が代わりました。代わった後見人は、ケアマネジャーの選任やホームヘルパーを紹介してくれて、身の上の相談に応じてくれたとのことでした。後見人が代わり、マッチングできた一例を挙げておきます。

E 委員

参考資料2の市長申立の数について、障がい福祉室と高齢福祉室合わせて年10件から13件あったということですが、現時点で市長申立の期間はどのくらいかかりますか。また、市長申立の相談件数は実際どのくらいありますか。

事務局

高齢福祉室では、親族の数にもよりますが、相談から3～4か月で家庭裁判所に書類を提出できるようにチームで事務管理を行っております。市長申立はケアマネジャー、地域包括支援センター、生活福祉室等をとおして15件相談がありましたが、内容を精査し、親族の支援が得られたりした結果、昨年度の市長申立件数は8件となっております。

障がい福祉室でも、市長申立の準備に3～4か月かかります。主に精神科病院で退院する方に対して病院からの申出があり、退院に合わせて成年後見の申し立てを行っております。障がい者相談支援センターが様々な相談に対応しており、家族のニーズを整理する時に支援センターが成年後見の必要性があると判断した場合、利用につなげることがあります、直接的に成年後見制度を利用したいと言ってつながることはあまりありません。庁内の連携では

生活福祉室とも連携しています。

F 委員

市や障がい者相談支援センターの窓口対象にならない方で、ケアマネジャーから成年後見制度利用の相談はあります。明らかな知的障がいや精神障がいはなく、身体障がいを抱えているが重大な判断や日常生活の判断をするのが微妙な方がおり、その方は生活の中で日々の決定が難しく、将来的に生活困難となった場合、成年後見制度につなげるために一定の診断が必要となった時、どんな支援ができるのかをいつも考えています。また、成人年齢が 18 歳になったことに伴い、知的障がい者の未成年後見人がいる方で、18 歳を迎えた時にどのように成年後見制度につなげていくか等、しっかり家族には説明する必要があるため、利用者だけではなく支援者も多岐にわたる研修を受講する必要があると思います。

G 委員

10 年前より成年後見制度を利用しないといけないケースが多くなっております。しかし、なかなか本人が利用すると言ってくれないケースは、生活状況が悪化しているように思います。主治医に早めに動いてもらう等、ケアマネジャーだけでは難しいと判断すれば、地域包括支援センターや主治医にすぐ相談に入ってもらおうようにしています。独居だけではなく、認知介護や認知症を抱えている家族の認識が甘い、働いていなくて年金だけで生活している等、生活に問題があると判断すれば、早めに察知して早めに地域包括支援センターや市役所につなげるようにし、早めにサポートしてもらわないといけないと感じています。吹田市でサービスが入っているところはまだいいですが、サービスが入っていない方はどうなるのだろうと思っているので、待っているだけではなく、救い出す、見つけ出す必要があるのではないかと思います。

委員長

成年後見制度に対する潜在的なニーズは高いと思います。選任の期間を考えると早くつないだ方がいいと思います。一方で、自分のお金を他人に預けるのは難しいと考えるのは自然な考えであるとも思います。

H 委員

専門職への周知に関しては、ケアマネジャーは成年後見制度をかなり熟知していると思っています。次に、申し立ての同意を得たものの、診断書を書いてもらえないケースがあります。専門ではない病院では診断書をなかなか書いてくれない、専門の精神病院であっても一人で通院できている等でなかなか書いてくなくて困っているケースがあります。また、どのタイミングで成年後見制度の申し立ての相談をすればいいかわからないということで、まだ

大丈夫と思い、ヘルパーやケアマネジャーが支払いを代わりに行ったり、入院時の身元保証まで行ったりしている実態もあるので、現場の努力が成年後見制度の促進につながっていないと感じます。

委員長 診断書が書いてもらえなくて、なかなか申し立てできないとのことですが、申し立てしてから鑑定してもらってもいいのですか。

B委員 鑑定は費用も時間もかかり、95%は診断書で判断しています。最近、ケアマネジャー等が本人情報シートを作成し、そのシートを参考にして診断書を書いてもらうと、比較的診断書は作成しやすくなっています。

委員長 知的障がい者やひとり暮らしの高齢者のために、親切的なケースワーカーや民生委員が金銭管理を行い、色んな問題が出てきたので、それをなくすために成年後見制度ができた経緯もあります。

A委員 私ごとですが、98歳の義理母を夫婦2人で介護しており、妻が資産管理して支出をしております。義理の母はデイケアを2日、ホームステイを3日利用しているのですが、このようにサービスを利用できるくらいお金がある人は特に問題ないですが、デイケアにも行けない人に対しては、成年後見制度補助金交付要領を政府が発出しており、お金がなくても国が補助する内容であり、後見人が仲介していることを周知しないといけないと思っております。弱者も成年後見制度が利用でき救済できると理解していただき、周知していただきたいです。

委員長 この話は、先程事務局から説明のあった成年後見制度利用支援事業のことですね。

4 吹田市社会福祉協議会の取組について

吹社協 吹田市社会福祉協議会は、権利擁護支援に関する事業として、平成12年度から日常生活自立支援事業、平成26年度から法人後見事業を実施しています。

日常生活自立支援事業につきましては、認知症、知的障がい、精神障がいにより、理解力や判断力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づいて事業を行っております。自分では必要な福祉サービスの利用につながりにくい方に対しては、福祉サービスの利用援助も行っておりますが、最近多い相談は、本人の生活に係る費用の支払がうまくできないといった金銭管理のサービスや、大事な書類を保管できないとのことで預かりサービスも合わせて行っております。事業開始当初は、認知症高齢者の利用者が多かったです

が、平成 24 年度頃から精神障がい者の利用者数が多くなっており
ます。精神障がい者の利用者数は、平成 28 年度には利用者の半分以上
となっており、知的障がい、認知症の順に多くなっておりま
す。令和 2 年度の実利用者数は 88 人となっておりますが、コロナ
感染症拡大の影響で新規面談がなかなか実施できず、施設側から
面談を断ることもあり、契約者数は少なくなっております。現在は
99 人が利用しております。最近多くなっている本人の生活課題と
して、スマートフォンによる通信料金の増加やクレジットカード
決裁のトラブルが挙げられます。管理は現金を出金して直接本人
に渡すようにし、都度本人と振り返りを行います。見えない形で
お金が出て行ってしまう対応が増えており、日常生活自立支援事
業利用者が居る世帯への複合的な家族支援も最近は増えています。
また、成年後見制度への移行について対応しているケースも増え
てきています。利用者の理解力が低下してきて、この事業では対応
できないと判断した場合、財産の相続や施設入所の手続等のため、
成年後見制度の利用を検討することが多いです。本人の意思があ
るうちに早めに成年後見制度を利用するように心がけており、そ
の際は本人の成年後見制度利用の希望に関する意思確認は丁寧
に行っており、他の支援者の見立ても確認しながら、総合的に判断
するようにしています。選任される後見人が関係性のできている候補
者として立てられればいいですが、そのような方を候補者として
立てられないことが多いです。付かれた後見人と信頼関係がなか
なか築けずに、その後の支援が難しくなっているケースがあるこ
とも聞いているので、後見人と本人のマッチングは必要になって
くると実感しております。

法人後見事業については、庶務と兼務して 2 名で行っている体
制なので、窓口が広いわけではありません。日常生活自立支援事業
の利用者の中から、特に関係性を築くのが難しい、親族と疎遠な方
等、引き続き社会福祉協議会でサポートするのが必要な方に対し
て、法人後見事業受任検討事務局会議で検討した後、医療関係者、
法律関係者、福祉関係者等で構成されている受任審査会にて、吹田
市社会福祉協議会を成年後見人等の候補者として申立するかどうか
可否を検討しています。令和 3 年度末の受任者は 5 名で、現在は
6 名を受任しています。コロナウイルス感染拡大で面談ができな
かったため、支援件数は減っていますが、タブレット等を活用して
本人とのつながりを確保するように努めています。後見人の活動

の中で、相続や訴訟の時には特に法律職との連携は欠かせないと思っており、チームとして連携しながら対応していく必要があると実感しております。また、高齢者の人生の終末について、早いうちに考えておく必要があると実感しております。死後の事務についても、家庭裁判所と連携したり、最近では医療行為の同意を医療機関から求められることがあります、できることできないことはしっかり伝えとともに、どこまで支援できるかについても日々考えています。

日常生活自立支援事業、法人後見事業ともに、本人の意思をどこまでしっかりと引き出せているか、それに基づいて支援できているかを振り返るため、意思決定支援の各種ガイドラインに沿って、自分達で勉強会を開催して研鑽を続けております。

委員長 日常生活自立支援事業の利用者は9割が障がい者を占めており、他市は高齢者が多い傾向にありますが、障がい者の利用者が多くなっている背景はありますか。

吹社協 平成24年度頃から障がい者の利用者数が高齢者を逆転するようになりましたが、この頃から成年後見制度への移行を積極的に始めたのが理由の1つです。また、新規の高齢者の相談に応じる時、吹田市の場合は待機人数が多く、支援までに時間がかかるので、待っている間に病状が進行してしまい、成年後見制度につながらないといけない状況になってしまうことも理由の1つです。障がい者の利用者数が増加した理由は、施設連絡会や民間の障がい事業者との関係性の中から多く相談が挙がってきたことや、近隣市に入院できる精神科の病院が多いのも要因ではないかと考えています。

D委員 実際に法人後見事業に関与していますが、事業の立ち上げ当時から法人後見事業の利用は年齢の若い方が適しているのではないかと考えております。日常生活自立支援事業者は以前から地域に根付いた事業であり、金銭管理をしていることで関係性を構築するのは難しいと感じていますが、吹田市社会福祉協議会はコミットしており、信頼されている印象があります。

委員長 待機者が多いので手が回らないのは、他の自治体も同様の傾向にあると思います。

D委員 成年後見制度のニーズは高いと感じていますが、成年後見制度を反対する方は制度に対する期待が大きすぎるのが理由ではないかと現場では思います。成年後見制度を利用することで透明性が出て安心感がうまれると思いますし、中核機関が機能し協議会で

行われるケースがうまく活用できれば、成年後見制度の利用は進むのではないかと思います。また、成年後見制度を利用することで安心して支援を受けられるようになったり、関係機関との敷居が下がったりなくなったりするので、成年後見制度の利用は権利擁護を超えて、地域支援力に良い影響があると思います。

B 委員

本日は、吹田市の成年後見制度に関する現状を知れて良かったです。つなげていくことやニーズを管理することが大切であり、中核機関ができることによって、吹田市の個別の事案についても管理でき、チームでの支援の力を高めるために、中核機関が後押しすることで地域が育つように思います。地域ごとの力を育てるためにも、権利擁護や成年後見制度を切口として中核機関が地域の課題をしっかりとめると現場の人も助かりますし、地域の力を上げることにつながると思います。市長申立の課題等、権利擁護全体をどのようにすればいいかという観点において、地域で意思決定支援できて本人が安心できればそれが一番良いと思いますし、地域福祉が主なテーマだとも思っていますので、本日の話が上手く結びつけられたらいいなと思います。

委員長

ありがとうございました。次回は、先行して中核機関を設置している自治体の良いところをまとめた資料等も準備しておいてほしいと思います。

以上をもちまして、検討会議を閉会します。